

三次市教育委員会告示第6号

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月23日

三次市教育委員会教育長 松村 智由

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市魅力ある高校づくり支援事業補助金交付要綱（平成30年三次市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルスに係る特例）

- 5 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生徒の安全確保のため、事業を中止した場合のキャンセル料等のやむを得ない支払いのために支出することができる。
- 6 前項の補助金を支出した場合において、後に、国、広島県その他の団体から補填があった場合には、その相当額を教育委員会に返還するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年3月23日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は，令和元年度分の補助金から適用する。